

大妻女子大学利益相反マネジメントポリシー

平成 30 年 7 月 27 日
制定

1 目的

大妻女子大学（以下「本学」という。）が産学官連携活動を推進するためには、真理の追求を目的とした研究並びに教育を行う本学と、利潤追求を目的とした活動を行う企業・団体とが、目的と役割の相違を越え、お互いの立場を尊重し、協力し合う必要がある。

本学は、教職員等が企業・団体との関係で得る個人的利益と、本学における責任とが「利益相反」することを懸念することなく、「利益相反」を適切にマネジメントすることで社会貢献活動を健全に推進し、教職員等が安心して産学官連携活動に取り組めるよう、大妻女子大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）を定める。

2 基本方針

- (1) 本学は、産学官連携活動を積極的に推進する。
- (2) 本学は、教職員等が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行うことができる学内ルール及びシステムを整備する。
- (3) 本学は、産学官連携活動のパートナーに対しても利益相反マネジメントについての理解と協力を求め、お互いの社会的信頼を喪失しないよう、利益相反に関する状況に適切に対応するものとする。
- (4) 本学における利益相反マネジメントは、産学官連携活動を制限するものではなく、教職員等の自主的な活動を尊重し、未然にトラブルから保護するものである。

3 定義

このポリシーにおける利益相反とは、次に掲げる経済的利益相反及び責務相反をいう。

- (1) 経済的利益相反とは、教職員等又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究等の本学における責任とが相反する状況をいう。
- (2) 責務相反とは、教職員等が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任とが両立しえない状態をいう。

4 対象者

利益相反マネジメントの対象者は、次の者とする。

- (1) 本学の専任の教職員
- (2) 産学官連携活動に関わる本学の非常勤教職員
- (3) その他、5 に定める利益相反マネジメント委員会が対象者と判断した者

5 取組み

本学は、大妻女子大学利益相反マネジメント委員会を設置し、以下の事項を審議するとともに、利益相反マネジメントの啓発活動に取り組むものとする。

- (1) ポリシー及び利益相反に係る規程に関する事項
- (2) 利益相反マネジメントに関する施策の策定
- (3) 教職員等に対する利益相反マネジメントの啓発に関する事項
- (4) 利益相反の審査，判定，通知
- (5) その他必要な事項

6 教職員等の義務

産学官連携活動に携わる教職員等は、利益相反マネジメントのため、次のことを実施する義務を負う。

- (1) 教職員等は、産学官連携活動による個人的な経済的利益その他の便益を、本学における教職員個人の教育・研究上の責任より優先してはならない。
- (2) 教職員等は、産学官連携活動を行うにあたり、利益相反行為を未然に防止するよう最大限の配慮および客観的に必要とされる合理的な努力をしなければならない。
- (3) 教職員等は、本学から利益相反マネジメントに関し、必要な協力を求められたときは、最大限協力をしなければならない。

7 その他

このポリシーの改廃は、利益相反マネジメント委員会の議を経て、常任理事会で行う。

附 則

この方針は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。